

平成20年6月26日

株主の皆様へ

東京都新宿区西新宿4丁目32番22号  
小田急建設株式会社  
代表取締役社長 高村 義明

## 商号変更にかかる旧商号株券の取扱いについて

拝啓 株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第70回定時株主総会の決議により、弊社商号は平成20年10月1日より大和小田急建設株式会社に変更することといたしました。

つきましては、商号変更以後の旧商号株券の取扱いについて下記のとおりご案内申し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具


### 記

1. 平成20年10月1日以降も、旧商号株券については、平成21年1月に予定されております株券の電子化までは、決済物件として使用可能となっておりますので、新商号株券に交換を行わなくても株式の売買に支障は無く、株主様の権利についても特段の問題はございません。
2. 株券を不所持不発行にされている株主様で新たに株券の発行を請求された株主様、株券の裏面が満欄となった株券を名義書換請求のために提出された株主様等、新たな株券の発行が必要な株主様については、新商号の株券を発行いたします。
3. 「株券等の保管振替制度」により株式会社証券保管振替機構に株券をご預託の場合は、同機構が所定の手続きを行いますので、株主様によるお手続きはご不要です。

なお、平成21年1月に株券電子化が予定されております。この機会にお手元に当社株券がございましたら、「株券等の保管振替制度」のご利用をお勧めいたします。「株券等の保管振替制度」のご利用につきましては、お早めにお取引の証券会社にご相談くださいますようお願い申し上げます。

以 上

### 【本件に関するご照会先】

住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120(176)417